2　インターネットを通じて入手可能な情報

2.1　加盟国は、次に掲げる情報をインターネットを通じて入手可能なものとし、可能な限り、及び適当な場合には、これらの情報を更新する。

(a)　輸入、輸出及び通過のための手続（異議の申立て又は審査の請求のための手続を含む。）の概要（注）であって、輸入、輸出及び通過のために必要な実際的な手順を政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者に周知するもの

注　加盟国は、この概要についての法律上の制約を自国のウェブサイトにおいて明記する裁量を有する。

(b)　当該加盟国の領域への輸入、当該加盟国の領域からの輸出又は当該加盟国の領域の通過のための所要の様式及び書類

(c)　自国の照会所の連絡先の情報

2.2　2.1(a)に規定する概要は、実行可能なときはいつでも、世界貿易機関のいずれかの公用語で入手可能なものとする。

2.3　加盟国は、更なる貿易関連の情報（関連する貿易関連法令及び1.1に規定する他の事項を含む。）をインターネットを通じて入手可能なものとするよう奨励される。

3　照会所

3.1　加盟国は、自国の利用可能な資源の範囲内で、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者からの1.1に規定する事項に関する妥当な照会に応じ、並びに1.1(a)に規定する所要の様式及び書類を提供するため、一又は二以上の照会所を設置し、又は維持する。

3.2　関税同盟の加盟国又は地域統合に関与する加盟国は、共通の手続に関して3.1に規定する要件を満たすため、地域的規模の共通の照会所を設置し、又は維持することができる。

3.3　加盟国は、照会への応答並びに所要の様式及び書類の提供に関する手数料の納付を要求しないよう奨励される。加盟国は、手数料及び課徴金がある場合には、その額を提供された役務の費用の概算額に限定する。

3.4　照会所は、要請の性質又は複雑性によって異なり得る加盟国が定める妥当な期間内に照会に応答し、並びに様式及び書類を提供する。

4　通報

加盟国は、第二十三条1.1の規定に従って設置される貿易の円滑化に関する委員会（この協定において「委員会」という。）に対して、次の事項を通報する。

(a)　1.1(a)から(j)までに掲げる情報が公表された公的な場所

(b)　2.1の規定により情報を掲載したウェブサイトのＵＲＬ

(c)　3.1に規定する照会所の連絡先の情報

第二条　意見の表明の機会、効力発生前の情報及び協議

1　意見の表明の機会及び効力発生前の情報

1.1　加盟国は、実行可能な範囲において、並びに自国の国内法及び国内法制に適合する方法により、貿易業者及び利害関係を有する他の者に対して、一般に適用される法令であって物品（通過物品を含む。）の移動、引取り及び通関に関するものの導入又は改正の提案について、意見を表明する機会及び適当な期間を与える。

1.2　加盟国は、実行可能な範囲において、並びに自国の国内法及び国内法制に適合する方法により、一般に適用される新たな又は改正された法令であって物品（通過物品を含む。）の移動、引取り及び通関に関するものについて、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるよう、その効力発生前にできる限り速やかに公表され、又は他の方法により公に入手可能なものとされることを確保する。

1.3　関税率の変更、軽減する効果を有する措置、1.1又は1.2の規定の遵守の結果として効果が損なわれる措置、緊急事態の場合に適用される措置並びに国内法及び国内法制の軽微な変更については、1.1及び1.2の規定の適用から除外する。

2　協議

加盟国は、適当な場合には、自国の国境機関と自国の領域内に存在する貿易業者その他利害関係を有する者との間の定期的な協議の機会を設ける。

第三条　事前教示

1　加盟国は、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに事前の教示を行う。加盟国は、事前の教示を行うことを拒否する場合には、当該申請者に対して関連事実及びその決定の根拠を書面により速やかに通知する。

2　加盟国は、申請において提起された問題が次のいずれかに該当する場合には、申請者に対して事前の教示を行うことを拒否することができる。

(a)　政府機関、上級の審判所又は裁判所に付託された当該申請者の事案において既に係争中のものである場合

(b)　上級の審判所又は裁判所により既に決定されたものである場合

3　事前の教示は、当該事前の教示の基礎となった法律が変更され、又は事実若しくは状況が変化した場合を除くほか、当該事前の教示を行った後の合理的な期間、効力を有するものとする。

4　加盟国は、事前の教示を取り消し、修正し、又は無効とする場合には、申請者に対して関連事実及びその決定の根拠を書面により通告する。加盟国が事前の教示を遡及して取り消し、変更し、又は無効とすることができるのは、当該事前の教示が不完全な、不正確な、虚偽の又は誤解のおそれのある情報に基づいていた場合に限る。

5　加盟国が行う事前の教示は、当該事前の教示を要請した申請者について当該加盟国を拘束する。当該加盟国は、当該事前の教示が当該申請者を拘束する旨を定めることができる。

6　加盟国は、少なくとも次の事項を公表する。

(a)　事前の教示の申請に関する要件（提供すべき情報及び様式を含む。）

(b)　(c)　事前の教示を行う期限

7　加盟国は、申請者が書面で要請する場合には、事前の教示又は事前の教示を取り消し、修正し、若しくは無効とする決定の審査を行う（注）。

注　この規定において、(a)審査は、当該事前の教示が実際に適用される前又は適用された後に、当該事前の教示を行った職員、官署若しくは当局、上級の若しくは独立した行政当局又は司法当局によって行われるものとし、(b)加盟国は、当該申請者に対して、次条1の規定を利用する権利を与えることを要求されない。

8　加盟国は、商業上の秘密の情報を保護する必要性を考慮しつつ、事前の教示に関する情報であって利害関係を有する他の者にとって重要な利益があると認めるものを公に入手可能なものとするよう努める。

9　定義及び範囲

(a)　事前の教示とは、申請の対象となる物品の輸入に先立ち、加盟国が申請者に対して提供する書面による決定であって、当該加盟国が当該物品に対しその輸入の時に次の事項について与える待遇を定めるものをいう。

(i)　当該物品の関税分類

(ii)　当該物品の原産地（注）

注　物品の原産地に関する事前の教示は、この協定及び原産地規則に関する協定の要件を満たす場合には、原産地規則に関する協定の適用上、物品の原産地の認定とすることができることが了解される。同様に、原産地規則に関する協定に基づく原産地の認定は、両方の協定の要件を満たす場合には、この協定の適用上、物品の原産地に関する事前の教示とすることができる。加盟国は、この条の要件が満たされる場合には、原産地の認定に関して原産地規則に関する協定に従って設けられた手続に加えて、この規定に基づく別の手続を設けることを要求されない。